

<input type="checkbox"/> 普通貸付 <input type="checkbox"/> 特別貸付 (<input type="checkbox"/> 医療 <input type="checkbox"/> 入学 <input type="checkbox"/> 修学 <input type="checkbox"/> 結婚 <input type="checkbox"/> 葬祭) <input type="checkbox"/> 災害貸付 (家財)					<h2 style="margin: 0;">貸付申込書</h2>		1年次	・	万円		
					2年次	・	万円				
					3年次	・	万円				
					4年次	・	万円				
					5年次	・	万円				
					6年次	・	万円				
申込金額	金				万円	加入する ・ 加入しない 債務返済支援 <input type="checkbox"/> 適用する (注) 修学貸付は非適用のみ					
組合員証 記号一番号	—				資格取得年月日	昭和	年	月	日		
フリガナ 氏名					給料月額 (級 号)	円					
生年月日	昭和	年	月	日	組合員期間	年	月	再任用 現職派遣			
現住所					貸付申込月の 正規勤務 時間 (※)	時間	貸付申込月の 休業予定 (申 請) 時間 (※)	時間			
	共済組合から転入				(※)「貸付申込月の正規勤務時間」及び「貸付申込月の休業予定 (申請) 時間」は、育児短時間勤務、育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業その他病気休暇等により、条例の規定に基づき給料の一部が減額されている場合に記入してください。						
申込理由 (具体的に記入してください。)							償還方法 <input type="checkbox"/> 毎月償還 <input type="checkbox"/> 毎月・賞与償還併用				
山口県市町村職員共済組合貸付規程に基づき貸付けを受けたく申し込みます。 平成 年 月 日 申込人氏名 (実印)											
山口県市町村職員共済組合貸付規程第8条第4項の規定に基づき、上記貸付申込人に係る貸付事由・借入金 額及び給与支給状況等の償還能力を調査し、事実と相違ないものと認めます。 本申込書及び別添の書類を送付しますので、ご査収のうえ、審査願います。 平成 年 月 日 山口県市町村職員共済組合理事長 様 所属所長 印											
共 済 組 合 使 用 欄	承認				償 還 額				不 承 認		
	貸付金額	万円				限度額	万円				(理由)
	決定日	平成	年	月	日	修学合算額	円				
	貸付日	平成	年	月	日	償還回数	回				
	貸付番号	第				号	毎月償還額	円			
						賞与償還額	円				
						割合 給料	%	年収	% 月 日		
	送金額	¥				団信生命	円				
						債務返済支援	円				
	上記のとおり決定してよろしいか。										
事務局長	課長	課長補佐	係長	係							

↓ 申し込む貸付け1つに○をしてください	
普通貸付	申込事由(該当番号に○) 1 組合員の用に供する住宅及び構築物等の修理等 2 組合員の生活必需品の購入 3 組合員、その家族の医療、教育 4 組合員、その家族の出産、婚姻、葬祭
	添付書類 ・費用の見積書(写)又は契約書(写)
災害貸付	申込事由 ・家財(自家用車を含む)にかかる水震火災 その他の非常災害及び盗難
	添付書類 ・被災を証明する書類(原本) ・家財の購入見積書(写)
特別貸付	医療貸付 添付書類 ・医師の診断書(原本) ・入院日数、費用等が記載された見積書(写)
	入学貸付 添付書類 ・合格通知書(写)又は入学許可書(写) ・入学金、授業料、住居の賃貸料、通学費、引越費用、家財費用等、必要な費用が確認できる書類の写(入学案内書、賃貸契約書等) ・被扶養者以外の者は続柄が確認できる書類(原本)*
	修学貸付 添付書類 ・該当学年の在学証明書(原本)(申込時点で入学前の場合には入学許可書(写)、進級前の場合には申込時の在学証明書(原本)を提出し、入学・進級後、該当学年の在学証明書を提出すること) ・入学金、授業料、住居の賃貸料、通学費等必要な費用が確認できる書類の写(入学案内書、賃貸契約書等) ・被扶養者以外の者は続柄が確認できる書類(原本)*
	結婚貸付 添付書類 ・費用の見積書(写) ・結婚式の案内状(写) ・挙式しない場合は結婚証明書(原本) ・被扶養者以外の者は続柄が確認できる書類(原本)*
	葬祭貸付 添付書類 ・埋(火)葬許可書(写) ・費用の見積書(写) ・被扶養者以外の者は続柄が確認できる書類(原本)*

対象者(必ず記入)	
続柄	・本人 ・被扶養者 ・家族 対象の被扶養者・家族の氏名
費用の内訳(必ず記入)	
	円
合計	円
(うち共済組合借入金)	円
(うち自己資金)	円
(うち から借入)	円
(医療貸付のとき記入)	
○病名	
○病院名	
(入学、修学貸付のとき記入)	
学校名	
学科名	
年制	○平成 年 月 入学 ○平成 年 月 卒業
(修学のみ)貸付申込年次	年次

※ 続柄が確認できる書類・・・戸籍抄本。申込人が筆頭者である場合は、住民票でも可。

既貸付で提出済みの場合は、添付の必要はありません。

※「借用証書」(様式第4号の1)及び「印鑑登録証明書」を、貸付申込み1件につき1部提出してください。

※「借入状況等申告書」(細則様式第13号)を、貸付申込み1件につき1部提出してください。

(災害貸付のとき記入)

○事由発生日 平成 年 月 日

○程度及び状況の詳細

※ 災害貸付の申込事由が住宅及び敷地に係る資金のときは、住宅貸付・災害貸付の貸付申込書（様式第1号の2）で申し込んでください。

お申込み前に必ずお読みください

1 申込み手続き

申込書等の提出や貸付金の償還等（繰上償還も含む。）は、すべて所属所の共済組合事務担当課（以下、所属所といいます。）を經由して行います。

2 貸付けの流れ ※各所属所での締切りは異なります。所属所にご確認ください。

(1) 申込締切／毎月 10 日共済組合必着（組合員→所属所→共済組合）

貸付申込書等に必要事項を記入して実印を押印し、必要書類を添付のうえ、所属所に提出してください。記載内容を所属所が確認し、共済組合へ送付します。

(2) 貸付決定／毎月 20 日（共済組合→所属所→組合員）

審査後、承認したものは 20 日に貸付決定通知書、送金通知書、貸付金個別償還明細書を交付します。

(3) 貸付金交付／毎月末日（共済組合→組合員が共済組合に届出ている口座（給付金等振込口座））

末日（休日のときはその前日）に送金します。

送金口座を変更したいときは、貸付申込書提出締切日までに「氏名・住所・給付金等振込口座 変更申告書」（ホームページに掲載）を提出してください。

(4) 普通貸付の事後確認（組合員→所属所→共済組合）

支払い完了後 2 か月以内に、申込事由に係る支払いを証明する領収書等を提出してください。

領収書等が提出されない場合や貸付資金が申込事由に適切に使用されていないときは、即時償還命令の対象となります。

3 申込みにあたっての注意

(1) 支払済みのものやローンの借換え等は貸付対象になりません（入学・修学貸付を除く）

共済組合貸付金の交付後に、購入した相手に直接現金で支払いを行うものについて貸付けするものとします。親族に借りたりクレジットカードで支払済み・自動車のファイナンス等で立替払いをしたものについては貸付けできません。

ただし、入学・修学貸付で学費の払込み等の期限に貸付金交付が間に合わない場合に限り、支払済みのものも対象とします。

(2) 必要額のための貸付けとします。貸付枠があっても必要額を超える貸付けはできません。

(3) 添付書類（見積書等）の記載漏れに注意

発行日や発行者印など不備がある場合は有効書類として認められません。

(4) 普通貸付では年末残高証明書を発行できません

住宅借入金等特別控除を受けるための証明が必要なときは、住宅貸付で申込んでください。

4 貸付金の償還

(1) 貸付利率は変動金利性

利率は財政融資資金利率の変動に基づいて定められます。

区 分	普通貸付・特別貸付	災 害 貸 付
現行の貸付利率（年利）	2.66%	2.22%

(2) 「毎月償還」と「毎月・賞与償還併用」の2種類の償還方法があります

償還方法は貸付申込み時に選択してください。後からの変更はできません。

(3) 償還回数は貸付金額・償還方法により決まっています

貸付金額別の償還回数・償還額は「貸付金額別償還額一覧表（平成27年4月1日改正）」（ホームページに掲載）で確認してください。

(4) 実際の償還内容は「貸付金個別償還明細表」でご確認ください

決定時に、初回から最終回までの償還予定表（貸付金個別償還明細表）を発行します。

償還途中で貸付利率が変動したときや一部繰上償還をしたときは、それまでの償還予定表は無効となるため、新利率による償還予定表を発行します。

(5) 返済は給与等からの控除（天引き）です

貸付送金月の翌月から開始となります。償還予定表で決められた償還のほか、繰上償還を行って償還期間を短縮できます。繰上償還を希望するときは所属所へお申し出ください。

(6) 全額償還の必要があるとき

退職（組合員資格喪失）時及び退職金支給時に未償還金が残っているときは、全額繰上償還となります。また、貸付規程に違反したときも貸付けが取消され、即時全額償還となる場合があります。

5 「だんしん」事業（任意加入）

貸付償還中に借受人に万が一のことがあったとき、債務の弁済を保障する保険です。

とくに高額な貸付けを申込まれる場合は、ぜひ加入をおすすめします。

詳細は、「だんしん事業加入手続のご案内」（ホームページに掲載）をご覧ください。

6 貸付けを受けられない場合

- ・「貸付申込書」の記入内容および添付書類により、適切な申込みではないと審査された場合
- ・「借入状況等申告書」での申告内容により、給料月額に対する毎月の償還額および年収額に対する年間償還額の割合が30%を超えている場合
- ・給料の差押さえを受けている場合
- ・給料の全部の支給が停止されている場合
- ・懲戒処分により給料の一部の支給が停止されている場合
- ・破産法または個人再生法の適用を受けている、受けようとしている場合